発議第１号

平成３０年６月６日

小国町議会議長　渡　邉　誠　次　様

提出者

議会運営委員長　時　松　昭　弘

阿蘇世界文化遺産登録に向けた「阿蘇地域の文化的景観を守り、

次世代に継承する」ための決議について

　上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第１１２条及び会議規則第１４条の規定により提出します。

阿蘇の世界文化遺産登録に向けた「阿蘇地域の文化的景観を守り、次世代

に継承する」ための決議

阿蘇郡市世界文化遺産登録事業推進協議会を構成する阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村では、「世界文化遺産登録推進」の取り組みの一環として、各市町村の特性が活かされた景観の保全と創造を図り、住みよい魅力ある郷土の実現に資するために景観条例を制定し、かつ、地域の歴史、文化、農林業等の産業の表れである風景の価値を見直し、次世代に継承するために、文化財保護法に基づく重要文化的景観の国選定の取り組みを進めている。

また、ジオ（地球）に関わる様々な地層・岩石・地形・火山・断層などの自然遺産を保護・活用する「阿蘇ユネスコジオパーク」の活動にも取り組んでいる。

そのような中、経済界、報道機関、学識経験者等でつくる「阿蘇世界文化遺産登録推進九州会議」が設立され、阿蘇の世界文化遺産登録に向けた運動が積極的に展開されていくことになった。

各市町村においては、草原に代表される地域の宝である文化的景観を保護し魅力ある阿蘇の景観の形成及び次世代への継承を目指すため、自ら行う公共事業等に関しては、最大限、景観に配慮した工事を行うものとし、下記事項について取り組むこととしている。

小国町議会は阿蘇の世界文化遺産登録に向けたこれらの取り組みを支持し、支援、協力を行うものである。

記

１　国県道等の道路施設等の工事における景観への配慮

２　砂防事業や治山事業のダム・堰堤及び流路等の工事における景観への配慮

３　その他公共事業等の工事における景観への配慮

４　草原保全に関する施策の実施

５　国・県への取り組みの要請

　以上、決議する。

平成３０年６月８日　　小国町議会